

令和3年度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う

愛媛県特定不妊治療費助成事業の対応について【経過措置のお知らせ】

令和3年4月 愛媛県健康増進課

❖ **新型コロナウイルス感染防止のために、一定期間治療を延期した場合は、助成対象の年齢や助成回数が一部緩和されます。**



1 助成対象となる治療期間初日の妻の年齢

対象：令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦

変更前	変更後
治療期間の初日における妻の年齢が 43歳未満	治療期間の初日における妻の年齢が 44歳未満

※令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期し、令和3年度中に開始した治療であっても、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までに始めたものであれば、特例が適用されます。

2 助成の回数

対象：令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦

変更前	初めて助成申請をする治療期間初日の妻の年齢が ➤ 40歳未満：通算6回
変更後	初めて助成申請をする治療期間初日の妻の年齢が ➤ 41歳未満：通算6回

※令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期し、令和3年度中に開始した治療であっても、妻の年齢が41歳に到達する日の前日までに始めたものであれば、特例が適用されます。

★注意★

- ・申請の際に「新型コロナウイルスの感染防止のために治療を延期した」ことに関する証明書等は不要です。
- ・本特例措置は制度改正前の助成対象者の要件を満たす者が対象です。（所得要件を満たす法律婚の夫婦）

◆愛媛県への申請に関する問合せ先（住民票のある市町を管轄する保健所にお問合せください）

保健所名	所在地	電話番号	管轄市町
四国中央保健所	四国中央市三島宮川4丁目6-55	0896-23-3360（内線112）	四国中央市
西条保健所	西条市喜多川796-1	0897-56-1300（内線319）	新居浜市、西条市
今治保健所	今治市旭町1丁目4-9	0898-23-2500（内線226・257）	今治市、上島町
中予保健所	松山市北持田町132	089-909-8757（内線262）	伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町
八幡浜保健所	八幡浜市北浜1丁目3-37	0894-22-4111（内線285・286）	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211（内線260）	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町